

豊川市役所市民部市民協働国際課より6月18日、以下のようにとよかわボランティア・市民活動センタープリオの運営について指示がありました。

緊急事態宣言の解除に伴う国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、6月19日（金）から活動の自粛要請を緩和します。

引き続き市民活動団体等は、利用にあたり感染拡大リスクの高い「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」（＝3密）を避けるとともに、万が一、感染が発覚した場合に備えて、利用者の連絡先等の把握へのご協力をお願いいたします。

1 利用制限の緩和開始日

令和2年6月19日（金）から



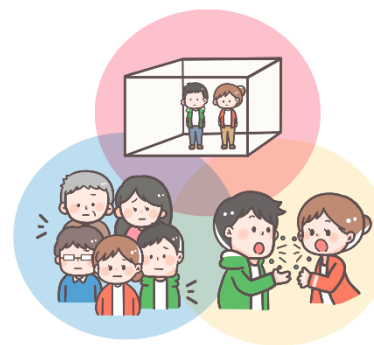
2 利用人員の制限

視聴覚室は30人、会議室3は12人まで、市民交流ホールは各テーブルにつき2人まで



3 利用にあたって対策の徹底をお願いすること

- (1) 利用者の確実な把握（健康管理を含む）
- (2) 社会的距離の確保（概ね2m、最低でも1m）
- (3) 施設内の換気（扉を閉めない）・消毒の徹底（利用備品の消毒を含む）
- (4) 利用時の手洗い若しくは手指消毒
- (5) マスク着用、咳エチケットなど飛沫感染を予防する対策の実施



4 その他の注意事項

- ・ 3密を避けるため会議室1、2は利用不可とし、市民交流ホールを活用する。
- ・ 備品の貸出物については消毒可能なものは必ず消毒を行うものとし、十分な消毒が行えない場合は、原則、貸し出しを行わない。
- ・ 発熱や咳など体調が悪い方や、過去2週間以内に海外（入管法に基づく入国制限対象地域）滞在歴がある方は、利用不可とする。